

第3章 基本理念及び基本目標

1 基本理念

基本理念

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性をはぐくむまちの実現」

「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」においては、すべての子どもは、生まれたときから権利の主体として、毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができ、そのために、子どもにとって最もよいことは何かを考えながら子どもの権利を大切にしていけることを、大人の責務として明記しています。

子どもは、大人とのよりよい関係の中で安心して過ごし、豊かな学びや体験、社会とのさまざまなかかわりを経験する中で、自立性と社会性を身につけ、大人への階段を一段一段登っていきます。

豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、大人一人ひとりが子どもの権利の大切さを理解し、子どもの育ちを社会全体で支えていく、子どもにやさしいまちの実現を目指します。

2 基本目標

基本理念を実現し、意見表明や参加などの経験を通して、子どもが自立した社会性のある大人へと成長するための環境づくり、子どもの権利の侵害からの速やかな救済、子どもの権利についての理解促進を図るため、以下の4つを基本目標とし、施策を進めていきます。

基本目標1 「子どもの意見表明・参加の促進」

子どもの意見表明権を保障することは、あらゆる子どもの権利が保障されることにつながる、特に大切な権利の一つといえます。

子どもが互いの権利を尊重し合い、豊かな人間性をはぐくんでいくことができるよう、さまざまな場面において、子どもが意見を表明し、参加、体験する機会を充実するとともに、子ども自らが行う主体的な学びの支援を進めます。

基本目標2 「子どもを受け止め、はぐくむ環境づくり」

子どもがいつでも、周りから受け止められていると実感し、安心して人間関係を築き、日々の生活を過ごすことができる居場所づくりや、さまざまな活動を通して自分自身を確立していくことができる環境づくりを進めます。

基本目標3 「子どもの権利の侵害からの救済」

子どもの権利の侵害に対し迅速かつ適切に救済を図るための救済体制の整備・充実はもちろんのこと、子どもの権利の侵害についての正しい理解を進め、子どもの権利の侵害を起ささない環境の実現を図ります。

基本目標 4 「子どもの権利を大切にす意識の向上」

子どもの権利が尊重される社会を実現するためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深めることが何よりも重要です。市民一人ひとりが子どもの権利に関心を持ち行動ができるよう、さまざまな機会を通して理解を進めます。

【 推進計画の体系 】

基本理念

子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、
自立性と社会性をはぐくむまちの実現

基本目標 1

子どもの意見表明・参加の促進

- | | |
|--------|-------------------------|
| 基本施策 1 | 子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり |
| 基本施策 2 | 子どもの参加の機会の充実と支援 |
| 基本施策 3 | 子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援 |

基本目標 2

子どもを受け止め、はぐくむ環境づくり

- | | |
|--------|------------------------|
| 基本施策 1 | 子どもが安心して過ごすための居場所づくり |
| 基本施策 2 | 活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり |

基本目標 3

子どもの権利の侵害からの救済

- | | |
|--------|------------------------|
| 基本施策 1 | 子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実 |
| 基本施策 2 | 権利侵害を起こさない環境づくり |

基本目標 4

子どもの権利を大切にする意識の向上

- | | |
|--------|-----------------|
| 基本施策 1 | 子どもの権利に関する広報普及 |
| 基本施策 2 | 子どもの権利に関する学びの支援 |